

## 令和 3 年度岡崎市放課後児童クラブ支援員研修レポート

【日時】 2021 年 11 月 1 日（月）10 時～11 時 30 分

【会場】 岡崎市図書館交流プラザ・りぶら

【内容】 何らかの配慮・支援を必要とする「子どもたち」と「対応」

【講師】 武田正道さん（こども発達相談センター）

【クラブ】（学童保育所あそびばクラブ）

【名 前】（ ヒライワヨウスケ ）

冒頭いきなり逆説的に、何らかの配慮・支援を必要と「しない」子どもたちは、存在するのでしょうか。言葉狩りや揚げ足取りやいちゃもんにならないように真面目に考えてみたい。

こういうときは、まずもって原典にあたることにかぎる。『放課後児童クラブ運営指針解説書』には、同じような表現で、「特に配慮を必要とする子ども」や「特別の支援を必要とする子ども」として、児童虐待、生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV 等の問題がある家庭、総じて「子どもの貧困」が挙げられています。「障害のある子ども」については、別の章立があります。

それらに該当する子どもに、配慮や支援が必要なことは言うまでもありません。その配慮や支援は、いわゆる「とくべつあつかい」ではなく、障害者差別解消法の合理的配慮の基本的な考え方を借りれば、「合理的配慮は、障害者が受ける制限は障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる『社会モデル』の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである」とあり、要するに、いわゆる「一般的」だったり「常識」だったり「普通」と呼ばれるものからこぼれ落ちそうで困っている子どもや大人が現実的にいるなかで、それは本人の責任だからしょうがないというのではなく、そうってしまったのは、社会のつくられかたが資本的で自由的だからであり、仮に社会のつくられかたが、共産的だったり封建的だったりすれば、結果はちがったのかもしれないし、社会のつくられかたが多数派が便利ないようにつくられているので、少数派の左利き用のハサミはオシャレなものがあんまり売っていないという事実にもつうじます。

だから、なにを言わんとするかというと、荷物が重たくて階段の前で立ち尽くしているおばあちゃんがいたら、力持ちの人は荷物をもってあげればいいし、もっと力持ちの人はおばあちゃんをおんぶしてあげればいいし、力持ちに自信がない人は、近くの力持ちにお願いすればいいし、人見知りの人はエレベーターやエスカレーターの地図を見せてあげればいいし、というわけです。

ここで冒頭の、「何らかの配慮・支援を必要としない子どもたち」に話を戻すと、誰だって、配慮や支援が必要なときや場面があるはずで、その頻度や回数や時期やタイミングは、個別具体的にさまざまだけど、必要になったときや場面で、その都度、みんなで支えあおうということになります。だから、冒頭の問いの解は、「何らかの配慮・支援を必要としない子どもたち」は存在しなくて、みんな配慮や支援が必要だけど、その頻度や回数や時期やタイミングは個別具体的にさまざまで、結果的に、配慮や支援が必要なかったという子もあるかもしれないとなります。